

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 12 月 7 日、令和 3 年度木古内町一般会計補正予算（第 8 号）を別紙のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により承認を求める。

令和 3 年 12 月 16 日提出
木古内町長 鈴木 慎也

令和3年度木古内町一般会計補正予算（第8号）

令和3年度木古内町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 19,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,466,546千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 7 日専決
木古内町長 鈴木 慎也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		457,106	19,376	476,482
	2 国庫補助金	263,413	19,376	282,789
歳 入 合 計		4,447,170	19,376	4,466,546

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		935,223	19,376	954,599
	2 児 童 福 祉 費	299,090	19,376	318,466
歳 出	合 計	4,447,170	19,376	4,466,546

令和3年度 木古内町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	457,106	19,376	476,482
歳入合計	4,447,170	19,376	4,466,546

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 民生費	935,223	19,376	954,599	19,376			0
歳出合計	4,447,170	19,376	4,466,546	19,376			0